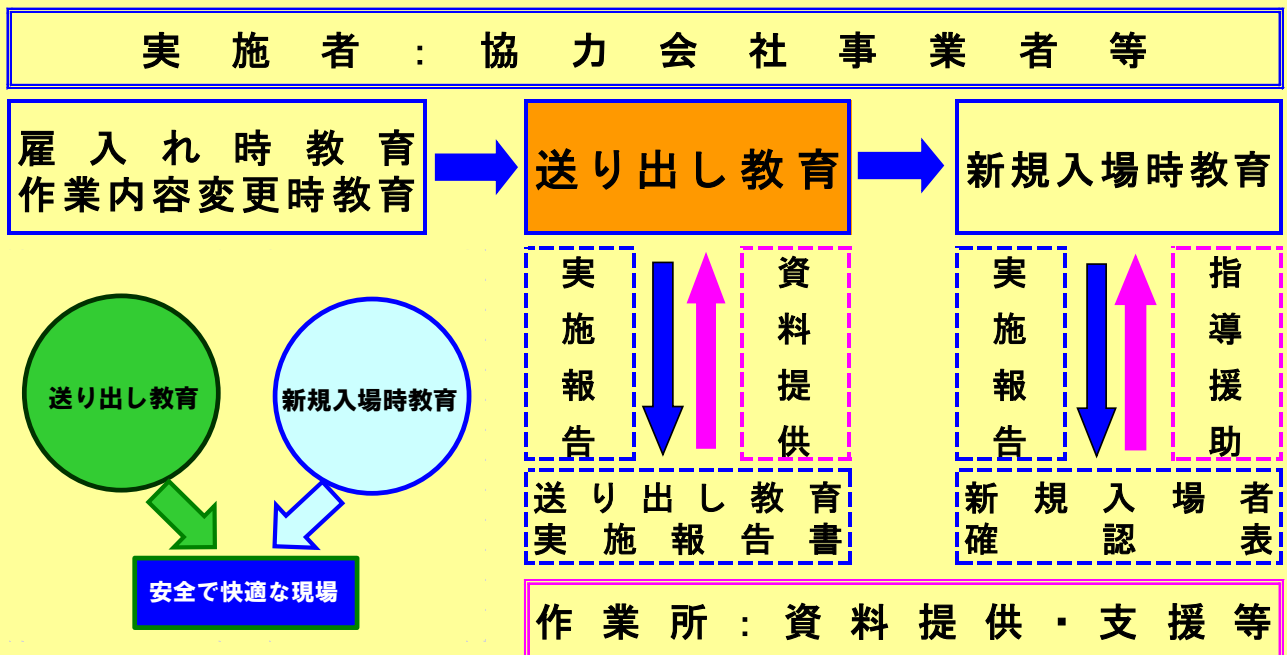


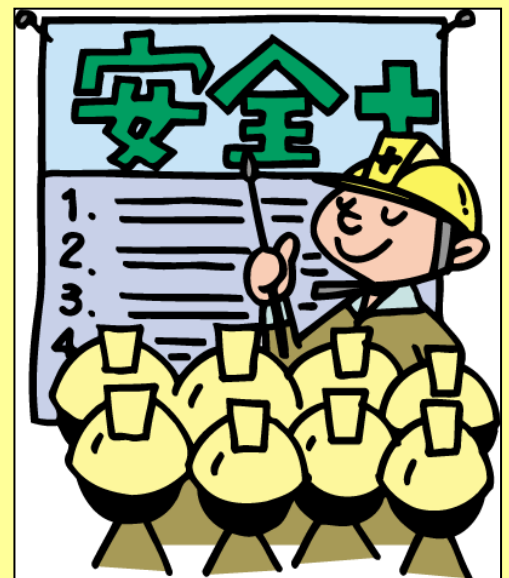
送り出し教育のすすめ

労働災害を見ると入場後1週間以内に被災している場合が多く、その中には作業所の実態や決まり等がわからずに作業に取り掛かることで発生した労働災害も少なくありません。これらの未然防止には、入場予定作業員に対して、作業所の実態や状況を具体的に事前教育しておくことが有効です。



【主な教育内容】

- ① 作業所の概要と規則(作業所の決まり等)
- ② 担当工事の内容、範囲、工事期間
- ③ 安全衛生責任者、職長、サブ職長等の周知
- ④ 有資格業務の確認と有資格者の選任と周知
- ⑤ 危険・有害な仕事の有無(酸欠危険場所、有機溶剤、石綿、特化物等)と注意事項
- ⑥ 健康状態の確認、作業分担、高齢者等の適正配置
- ⑦ 作業前打合せ(TBM、現地KY)に基づく作業方法、注意点の確認
- ⑧ 墜落制止用器具(安全帯)、保護帽、呼吸用保護具、保護衣等の点検と正しい使用方法
- ⑨ 持込機械、器具の事前点検と作業所への届出
- ⑩ 緊急時の措置と緊急時連絡系統の確認と周知
- ⑪ 工事に当たって特に留意すべき事項の説明



送り出し教育のQ&A

質問 1) だれが、だれに対して教育するのですか？

回答 1) 事業者が、配下作業員に実施します。配下作業員とは、直庸、応援を問いません。また、2次以下協力会社所属の作業員については、1次協力会社事業者等の責任において実施します。事業者等とは、事業者または代理人（雇用管理責任者、安全衛生担当者、安全衛生責任者、職長）としています。

質問 2) いつ、どのように実施するのですか？

回答 2) 新規入場前に「送り出し教育マニュアル」および「現場から提供された資料」を使い概ね1時間程度行います。

質問 3) 具体的な教育内容とは、どのようなものですか？

回答 3) 現場の工事概要、自社の工事内容・範囲、工程、施工要領、作業手順、配属先現場の決まり事、危険箇所等を周知することです。

質問 4) 報告書の提出は必要ですか？

回答 4) 教育の実施毎「送り出し教育実施報告書」を作成し、配属先現場所長に提出します。

